

木村家文書の淀屋関係史料と近世石清水神領

竹中友里代

はじめに

木村家文書第一五箱内には、六三〇点の土地売買関係の文書がまとめられており、それらは、木村家が石清水神領内で土地を集積する過程で手継証文として伝えられたものである。

この中に淀屋个庵宛の売券状一通が見出された。後代に著述された淀屋ではなく、筆者が初めて在地の古文書中で見る淀屋であった。

淀屋の名は、近世初期大坂の特権商人で、豪華な生活と欠所事件はあまりに有名である。初代淀屋常安は、山城国岡本庄の庄司出身といわれ、豊臣秀吉の時代に材木業として大坂に進出し、淀川などの築堤工事を請負い、大坂の陣では徳川家康の茶臼山本陣を構築し、徳川軍に大きな功績をなした。常安は、幕府に中之島開発を許可され、屋敷地内で青物・魚類市場を開き、それは後の天満青物市場へと継承された。二代目常安は、大坂商人仲間と鞆海産物市場の開設に関わり、海運業の発展にも力をそそぎ、西国諸藩の蔵米を取り扱う町人蔵元のはしりとして、後の大坂の経済発展に多大の功績を残した。現在大阪市の淀屋橋や常安町などにその名を残す。

また淀屋といえは、浄瑠璃・歌舞伎などでとりあげられた「淀屋辰五郎」の欠所事件で知られる。

『元正間記』には、家作りの美しきは喩えようもない。大書院・小書院はすべて金張り金襴に極彩色の草花の絵、庭には池泉立石に樹木を植え、夏座敷には、ビイドロの障子を立て、天井にもビイドロを張り詰め、清水をたたえて金魚を泳がせるなど大名をものぐ生活であったと伝えられる。町人に不相応な生活を咎められ、また大名への巨額の貸附金など原因は諸説あるも、宝永二年（一七〇五）五月幕府の命により、欠所所払いとなった（↓）。

この淀屋辰五郎は、「所帯欠所之後、城州八幡二住居し、下村故庵と名を改、蟄居しける由」とあり、先代より購入した土地財産の縁故でもって、欠所後は、その名を下村故庵と改めて、山城国の八幡に隠棲したとある。その「淀屋關所の財産目録」によれば、唐渡りのいんすの鶏・金の長持玄宗



淀屋辰五郎旧邸跡付近

昭和2年三宅安兵衛の石碑と「ドンドの辻子」左手奥の樹木が茂っている辺りから左が淀屋の屋敷跡であろうか。

皇帝の懸物など、如何にも贅を尽くした品々に加え、家屋鋪の覚には「大坂に壹町四方の屋敷拾二ヶ所・拾八間ノ家三拾軒」に加え「八幡二知行貳百石外二田地五拾町」とあり、その莫大な財産が記されている(2)。しかし、この欠所事件は、その後の大坂商人の家訓・店訓作成に利用され、商人の贅沢を戒める教訓物語として誇張して語り継がれた部分が多い。

本稿では、伝説・逸話と混同されている部分を史料によって整理し、八幡における淀屋の活動を史実として確認することを目的とする。

一 淀屋の屋敷跡

欠所後の淀屋が隠棲した屋敷跡を示す「淀屋辰五郎旧邸跡」の石碑は、八幡市八幡柴座にあり、昭和三年三宅安兵衛の遺志により建てられた。

まず、この旧邸跡について考えたい。

淀屋の屋敷跡については、「男山考古録」(3)の「ドンドの辻子」の記述によると「柴座町安居橋より東へ、今云宇治道也、長福寺前の小路也、里老伝云、此辻子今瑞泉庵在所は、昔淀屋箇庵と云者代々住居しか、近世岡本多仲といふ者の時より其跡絶たり、箇庵岡本氏也は代々通称なり」とある。「ドンドの辻子」は、安居橋の東にあり、ここにある瑞泉庵の在所は、昔淀屋箇庵の住居であった。男山から流れる谷不動の水を、笕を安居橋に掛けて放生川を越え、屋敷の庭園に引いた水の音が聞こえるため「ドンドの辻子」と名付けられたという。



淀屋の屋敷跡という瑞泉庵を描く絵図は、今のところ存在しないが、「考古録」には、瑞泉庵の場所は、「辻子道の南側に在り、田福寺に正対する所にあり」とし、瑞泉庵は、ドンドの辻子の南側で、田福寺の真向かいにあるという。「石清水八幡宮神領古図」(4)によってこの辻子の位置を知ることができ、田福寺がこの右の絵図中の「伝福寺」であるなら、淀屋屋敷は、絵図中の場所に推定できる。現在淀屋旧邸跡を示す石碑は、道を隔てた北側、絵図の伝福寺の位置に立つ。

二 神應寺と淀屋

八幡の神應寺には、淀屋の墓所がある。本堂の裏山にある墓地内の一画で、男山へ上る山道から少し奥まった所にありで、そこからは本堂・書院などの建物が見下ろせる位置にある。また目を転じると、山城の東、城陽の山々、稲荷山から京の東山、眼下には、淀・宇治川の流れを一望できる。



神應寺内淀屋墓所

正面三基、左から三代目个庵・中央は二代目玄个庵言当・右は三代目の実父五郎右衛門。左端は、五代目広当（通称辰五郎）

墓域には、二代玄个庵言当、三代箇斎、三代の実父五郎左衛門の三基の石碑が南面する。二代玄个庵に実子がないため、弟の五郎左衛門の実子が、二代の娘妙恵の婿養子となり三代箇斎として淀屋を継ぎ、実父の墓碑を建てたのである。この二メートルを超える巨大な

三基の墓碑の傍らに、欠所になった五代広当の小ぶりの墓が東面し遠慮がちに立つ。

神應寺には、曹洞宗開祖道元の真蹟という「正法眼蔵嗣書断簡」がある。今日一般に流布している「正法眼蔵嗣書」は寛元元年（一二四三）の修訂本の系統で、神應寺の断簡は、これに先行する自筆草稿で、仁治二年（一二四一）に山城の興正寺において著述されたものである。近世に入り、安叟自穩が所持していたが、寛永二〇年（一六四三）九月に没した後に断裁され、二六ヶ所に分配された⁽⁵⁾。もののひとつである。淀屋二代个庵も同年の寛永二〇年二月、六七才で没している。この「神應寺切れ」は、慶安四年（一六五一）加賀屋次郎兵衛よって当寺の什物となったが、淀屋二代目个庵の妻祖桂大姉の寄進によって表装されたと裏書は記す。また「裏書者破損二付き加修補、乙巳秋日山叟」とあり、神應寺三〇世住職日山海東が天明五年（一七八五）乙巳の秋に、補修して裏書を保存したことが記されている。

また、現在本堂内に架かる「神應禅寺」の扁額は、元禄六年（一六九三）独庵玄光の揮毫によるが、裏には「岡本个庵重当喜捨」と刻銘があり、淀屋四代重当が寄進したことを示す。本堂前の「大雄殿」や書院内の「唯匍室」の扁額も同時期に作られたと思われる、淀屋四代重当が一九世の廓翁鉤然の代に神應寺江湖道場として伽藍整備が成ったことを祝して喜捨したものであろう⁽⁶⁾。

淀屋は代々神應寺の大檀那であったことがうかがえる。

三 木村家の土地買得証文と淀屋个庵

ここで、木村家文書の第一五箱にまとめられていた土地証文中の淀屋関連史料を紹介する。

六〇四～六〇七号が関連する文書であるが、六〇四・六〇五号は、包紙内に一括であったが、六〇六・六〇七号は、包紙からはずれていた。現状記録を行い、取り上げ時のまとまりをくずさなかったため、六〇六・六〇七号が近い位置で目録化できたため、この二通も包紙上書きの「字池之上町 古証文三通」にあたり、関連付けることが容易にできた。一九〇～一九二（一九～二二）頁史料では、年代順に掲載する。

関連文書四点の内最も古い年紀の六〇七号が、淀屋个庵あての売券状（巻頭口絵8）である。寛永二〇年（一六四三）二月に淀池上町にある合わせて七石八斗の田地七ヶ所が落合宗守から淀屋个庵老に売り渡されたものである。その土地は、落合宗守が先祖から相伝した朱印地の一部であった。

六〇七号で売買されたこの淀池上町の土地は、六〇六号文書で明暦四年（一六五八）三月に岡本仙甫から谷村重右衛門に売却された。ここで、この土地の御朱印は、落合五郎左衛門の内とある。落合五郎左衛門は、石清水八幡宮神宝所預神人で、徳川家康から八幡庄内に二七石五斗四升の所領を宛行われていた⁽⁷⁾が、その知行の一部であり、朱印地に課税される郷中の懸り物があった。淀屋个庵に譲渡されたの

はこうした土地であった。しかし、この文書では岡本仙甫が売主であることから、岡本仙甫は淀屋个庵から土地を相続したことになる。

この仙甫が登場する文書を探すと、木村家文書五九九号、寛文四年（一六六四）一二月、岡本専甫から家村九右衛門へ二石余りの土地が譲渡されている。この専甫の印文は、「仙甫」と判読でき、先の六〇六号の仙甫とこの専甫は同一人物と判断してよさそうである。

さて、この淀池上町の土地の売券をもう少し追ってみる。先でみた谷村重右衛門に譲渡された土地は、さらに文化五年小嶋九兵衛（六〇五号）に移動している。谷村重右衛門に売却された時は七ヶ所八石であったが、この時売却されたのは、六ヶ所の畑合わせて四石四斗五升であった。この土地も落合五郎右衛門の御朱印地であったので、この朱印地に課税される国役惣懸り物・安居石打の懸り物は、朱印状を引き継いでいる谷村右京に毎年渡すこととなっている。

さらに、六〇四号で同じ六ヶ所の土地が天保九年（一八三八）に木村半兵衛に渡った。こうして、土地が次々に転売され木村家に至ったのである。この土地には、一三四号「作職申一札」の関連文書がある。木村家が購入した六ヶ所の土地は、常盤町の庄兵衛・美豆左市・釜や太助の三名に耕作権、すなわち作職があり、毎年一月中旬に定められた年貢を木村半兵衛に上納することを約している。

朱印状が大量に発給され、土地にかかる権利が複雑に入り組む石清水神領の土地売買⁽⁸⁾のあり方は特徴あるものであり、木村家文書におけるそれは、本報告書稲吉論考⁽⁹⁾でも詳述がある。

ここでは簡単にまとめると、この土地は本来、神宝所神人谷村五郎

右衛門に宛て行われた朱印地であつて、その一部が淀屋の手を経て、分割し転売され、最後に木村家の所有となつた。この土地は三名の百姓が耕作し、木村家が購入した土地の権利とは、百姓から年貢を徴収する権利なのである。石清水で行われる朱印地の売却は、朱印状から土地が分離した時、この年貢徴収権の譲渡を意味する。木村家では、朱印地に課税される懸り物を、上納される年貢のうちから捻出し、朱印状所有者で、名目上の朱印地所有者である谷村右京に毎年出していたのである。

四 淀屋系図と岡本専甫

では、淀屋と岡本専甫の関係はいかなるものであろうか。「岡本家系譜」など⁽¹⁰⁾をもとに「八幡関係岡本家略系図」(一八九(二)頁)及び「活動表」(一八八(二三)頁)を作成した。二代言当の実弟五郎左衛門には、淀屋を相続した箇斎のほかに三人の子がある。ひとり八幡瀧本坊に入り、またもうひとり、松花堂昭乗の弟子として知られる萩坊乗圓(一六一三〜一六七五)である。萩坊乗圓は、「本朝画史」⁽¹¹⁾によると「玄々子と号し、俗姓は岡本氏で、書画を松花堂に学び、墨画人物花鳥画は世に賞賛され、大の著色作品があり、最も佳し」という。乗圓の作品には「真言八祖像」八幅の大作があり、極彩色で彩られた厳格な筆致は、松花堂の書画をよく学んでいるといふ⁽¹²⁾。そして末子には、不詳とする「仙甫」の名がある。

こうしてみると淀屋三代の兄弟は、皆八幡の地に関係し、この系図

にある「仙甫」が木村家文書にある「専甫」「仙甫」にあたり、淀屋に集積された八幡の土地を受け継いだ者としても無理はないだろう。

五 淀屋の土地集積

このように土地売買証文に淀屋の名を見出したのであるが、先述したように、欠所後の隠棲地となつた八幡の土地財産「知行式百石外二田地五拾町」の裏付はあるのだろうか。

貞享年間(一六八四〜八七)、石清水八幡宮領では、男山山上にある多聞坊の寺領争いがもとで、神領内の朱印地が勝手に売買されていることが発覚し、これをきっかけに元禄三年(一六九〇)、朱印地の売却先と買得高の実態を取り調べるよう命じられた。土地の買得者は、社務・所司・神官・神人・寺庵や古来家領の無い者・社役が無い百姓などの別に山上下すすべての者を対象に行われた。そのなかで「社役無之町人百姓等神人之知行を買得之分」に買得地高一六石八升五合を所有する町人岡本个庵が記されている⁽¹³⁾。このことから、元禄期には、淀屋は神領内で百石以上の土地を集積していたことが確かめられるのである。

また宝永五年(一七〇八)「御朱印帳」⁽¹⁴⁾にも岡本専甫の名が見いだせる。この「御朱印帳」は、八幡宮領内で、土地と共にはしばしば売買される朱印状の所在を確認する為に作成されたもので、町ごとに徳川家康・秀忠・家光の三代それぞれから発給された朱印状の別、領知の石高、宛所、その時朱印状を所持している者(当名)を書き上げた

ものである。

専甫が記載されている部分を抜き出すと、次のようである。

柴座町

一、御三代御朱印 高式拾四石五斗七升 北村治郎兵衛 岡本専甫

山路町

一、権現様御朱印 高拾五石内 岡本専甫

六石五斗八幡内

下村甚兵衛

八石五斗下奈良替地

一、権現様御朱印 高六石七斗

山路町与八郎

同人

同 甚六

それによると、柴座町の北村次兵衛宛二四石五斗七升、山路町下村甚兵衛宛の一五石、山路町与八郎・甚六宛六石七斗の朱印地の三ヶ所の知行の当名が岡本専甫である。つまり合わせて四六石二斗七升の朱印地を岡本専甫が所有していたと考えられる。

木村家文書にみる淀屋の土地集積は、神領内の朱印地管理に関わる文書からも裏付けられた。

淀屋は、先述のとおり欠所後下村故庵と改名し、八幡に隠棲したとあるが、上記の山路町下村甚兵衛の土地を買得した関係から下村氏を名乗ったのであろう。石清水では、朱印状や補任状が譲渡され、その役職が移動すると、取得した家では宛所の姓に変名することがある。よって淀屋も岡本から下村に改名し神人身分を取得したと考えられる。

六 講田寺文書にみる下村氏

次に八幡で下村と改名した後の淀屋の行く末を追ってみよう。神澤杜口の「翁草」にある「城州八幡妻敵討」には、淀屋が欠所後八幡に移住し改名した経過や、下村家が絶家するに至るまでが著述されている(15)。概略を紹介する。

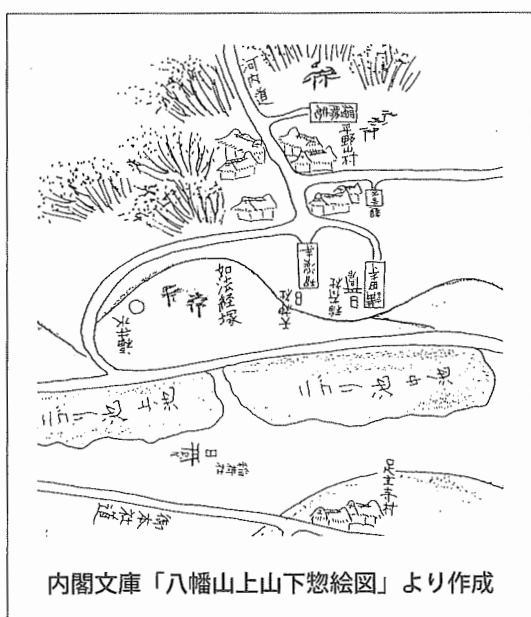
淀屋は下村故庵と改名し八幡に居住し子供を設けたが、男子が夭折し、後年夫婦ともに亡くなり、幼女ひとり残った。家女以保(いほ)子は、傾城吾妻の子なので、生まれながらに美質で長じること、容姿端麗にして見る人の心を動かす風情であった。四方田重丞の子を婿養子とし、下村左仲と改名して家を継がせたが、左仲は元來行跡不正で、田地・財産を活却し博奕放蕩に耽り、家が潰されそうであった。郷内の者が意見しても聞入れず、出奔して帰郷しなくなった。社士が相談して離縁を申し付け、左仲も大方承諾していたが、未だ離別状は出さなかった。そうしたなかで、他所より大野左門と名乗る剣術指南の浪人が八幡に来て、八幡の社士の大勢がその弟子となった。下村家を稽古場にして通ううちに、社士らの取持で、下村の跡目を嗣ぐことを勧められ、かの家に泊るようになった。それを聞いた左仲は大いに怒り、深夜に家に忍び込み、寝込みを襲い左門と妻女を討ち果たした。八幡より役所に訴えたが、離縁状が出されていないことから、左仲の申し訳けが立ち、妻の不義の敵打ちで済まされたというのである。佐仲は後に都にて博奕吟味の首謀者として流刑になり、十ヶ年ほど後に

許され帰洛するが、親類一統義絶の様になり七〇余才で浅ましき様で亡くなったという。

淀屋墓所がある神応寺の過去帳にも「下村左中妻、法名一法如電信女元文二年丁巳十月九日没」と記されている。この妻女いお（五百・以保）が元文二年（一七三七）に討たれたことで、淀屋の血筋は絶えたのである。

次にこの下村左仲の行跡を知る史料が、八幡市橋本平野山にある曹洞宗寺院の講田寺にある。

まず、講田寺については「男山考古録」（¹⁶）では、「同村の東にて道に側てあり、南向也、禅宗、本尊観世音菩薩、開山未詳、寺内に科手町如意輪寺の地蔵を安置す、近來の事也、当寺は旧は生津村に在しか、水害を避て移す」とある。もともと外郷の生津村にあったが、水



害の難を避けて、平野山に移転したとある。これについて、当寺に棟札が残り（一八七（二四）頁）、その銘文からも明らかである。旧地は生津村であったが、寺号と朱

印状だけが残り、寺領は下村左仲が所有していた。享保一五年（一七三〇）下村は、平野山村の別峰を寺地を選び自ら土を運び建築に尽力した。東叡和尚を中興開山として招き、淀下津町の小林忠左衛門尉信政を工匠として、翌享保一六年四月に本堂造立となった。

講田寺文書（¹⁷）によると、当寺は、禅宗十ヶ寺組のひとつで、寺領二石を所有していた。石清水八幡宮領内の禅宗寺院には、朱印地を所持している禅家五ヶ寺組と禅宗十ヶ寺組があった。五ヶ寺組は、神應寺・巢林庵・常德寺・全昌寺・慶春庵の合わせて二四〇石で、十ヶ寺組は、安禅寺三四石を筆頭として、華嚴寺など九ヶ寺を合わせて九〇石五斗余りの寺領があった。講田寺はこの九ヶ寺に属していた。

延享元年（一七四四）講田寺から石清水社務役人に出された願書（¹⁸）によると、下村左仲より譲り受けた朱印地二石は「字ゆかみ松」にあったが、沙門の身ゆえ万端百姓に任せ検見も行わなかったため、下村は百姓と馴れ合い、二石を分割して一石を左仲に残し、残り一石とその替地として字木ノ本の一石二斗五升を講田寺領としていた。下村が欠所となったので、没収されるはずの下村家に残った一石は、本来講田寺領であるため寺に戻し、交換した木之本の土地を欠所地として返納を願いだしたのである。

それが安永六年（一七七七）の文書（¹⁹）では、欠所地として差し出した字木之本の土地は、その後下村左仲の悴豊五郎が家の再興を許され相続したはずであった。ところが、字木之本の土地と交換し、寺に返されたはずのゆがみ松の土地が、左仲から豊五郎に相続し、宝暦四年（一七五四）下村家から津田喜兵衛に譲渡されていたことが判明

した。相談の結果、木之本の田地は、生津村の五郎右衛門ほか四名が所持し、三斗七合余りの年貢は華嚴寺に出すこと、そしてゆがみ松の土地は津田喜兵衛より講田寺に差し戻すこととなった。土地売買の経過説明が長くになってしまったが、ここでも、木之本の田地持主として生津村新左衛門以下五名の百姓が所持しているのは、耕作権であり、本米を差し出す相手方の華嚴寺が神領内という朱印状の所有者である。橋本平野山に再興された講田寺は、分割された朱印地を取り返すことで年貢徴収権を取り戻し、朱印状と分離していた土地の権利をひとつにまとめ、旧態に戻すように努力した。

おわりに

淀屋によって、神應寺内に巨大な墓碑が建てられ、今も淀屋欠所の話に興味をもつ人が訪れる。また現在の神應寺の寺観と寺格を整えるのに大きく貢献したのも淀屋であった。欠所後、下村氏に改名した後、淀屋が残した財産の一部によって、退転していた講田寺が橋本平野山に再興された。

朱印地は、その時々々の経済力がある者に転売されていった。淀屋の繁栄から没落までの最も有名な話とあいまって象徴的である。芝居に取り上げられるゴシップ的な事件であっても神領の支配者・住民にとっては、朱印状と朱印地の管理がより重要な問題であった。「翁草」に記す下村左仲の不行状が事実ならば、欠所後まもなく忰豊五郎によって下村家が再興されたことには驚かされるが、石清水神領内では、

朱印状を宛てがわれた神人家を存続維持させることが優先されるのであろう。本米や懸り物の徴収が滞り無く行われなければ、石清水の神事・社寺景観の維持管理・町内の自治が成り立たなくなる。経済基盤である朱印地の管理こそが、神領景観の維持につながったのである。

【註】

(1) 淀屋を論じた著作は多い。例えば、作道洋太郎『江戸時代の上方町人』教育社、一九七八年・作道洋太郎「淀屋の關所と新興町人の台頭」、『大阪府史』第五卷近世編・宮本又次「淀屋常安と个庵」、『宮本又次著作集』第八卷大阪町人論・宮本又次『豪商列伝』二〇〇三年、森泰博「淀屋と萩藩」(宮本又次編『上方の研究』第一卷、昭和四十七年清文堂出版)。

(2) 「武経余談抜粹」(『大阪経済史料集成』第三卷、米商旧記(上)四四頁、昭和四八年刊)、「辰五郎所帯欠所之後、城州八幡二居住し、下村故庵と名を改、塾居しける由」と記す。

(3) 長瀬尚次「男山考古録」嘉永元年、(石清水八幡宮『石清水八幡宮資料叢書』一所収)。

(4) 拙稿「二つの石清水八幡宮神領絵図の景観」九〇・九一頁「石清水八幡宮神領古図Ⅰ」(『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図』京都府立大学文化遺産叢書第三集、二〇一〇年)。

(5) 「正法眼蔵嗣書断簡」解題、(大久保道舟編『道元禪師真筆集成』、筑摩書房、昭和四五年)。

(6) 拙稿「神応寺の歴史」七二頁(八幡市教育委員会「神応寺文化財調

査報告書」平成一三年)。

(7) 寛文五年八月二五日「將軍徳川家綱当宮諸所領ノ繼目安堵の朱印状を出ス」(石清水八幡宮『石清水八幡宮史』第六輯、八七二頁)。

(8) 拙稿「近世石清水八幡宮の石高―新史料「八幡宮筆記」を中心に―」(京都府立総合資料館『資料館紀要』三六号、平成二〇年)。

(9) 稻吉昭彦「近世石清水八幡宮領内の土地売買―木村家文書解題―」(本報告二〇二―二一〇頁)。

(10) 「岡本家系譜」(『大阪編年史』五卷)、『宮本又次著作集』第八卷大阪町人編、神応寺過去帳など。

(11) 桧山義慎撰「皇朝名画拾遺」(狩野永納「本朝画史」第五冊所収)。

(12) 大和文華館特別展図録『松花堂昭乗―茶湯の心と筆墨―』平成五年。

(13) 元禄三年二月二六日「当宮諸所領改帳」九二九頁、(石清水八幡宮『石清水八幡宮史』第六輯、平成七年第二刷発行)、本文では「岡本丁庵」と翻刻しているが、「丁庵」の誤読であろう。

(14) 前掲(8)、五一頁及び七一頁「別表八幡山下分朱印状一覽」。

(15) 神澤杜口著「翁草」(『史料京都見聞記』第四卷見聞雜記I、『底本近世史料叢書』歴史図書社)。

(16) 前掲(3)、四四二頁。

(17) 八幡市教育委員会作成『講田寺文書目録』、一―号安政六年「御朱印高并通数名前当名書」・一二号文久三年「御朱印送り覚」など。講田寺住職のご好意により、これら史料を拝見できた。

(18) 講田寺文書二二号、本報告一八五―一八六(二五―二六)頁に翻刻を掲載する。

(19) 講田寺文書二四号、同上。

淀屋関係文書

木村家文書【六〇七号】

(端裏貼紙)

「落合宗守七石八斗

池上田地売券

寛廿未二月二日」

永代売渡し申八幡知行田畑之事

合七ヶ所 高七石八斗取 但字名池上分
百姓二付水帳二のせ渡し申候

右之田畠者、我等手前之

御朱印之内、先祖相伝之雖為私

領、只今依有要用、銀子三貫五百

拾匁ニ、淀屋个庵老へ、永代売渡し申

処実正明白也、於此知行別ニ公役無

之、但シ郷計り出申候、若此田畠ニ付何

方違乱出来候ハ、売主罷出其明可

申者也、仍永代売券状如件

寛永廿年

未二月二日

落合 宗守 (花押)

同 牛成 (花押)

口入

橋本甚兵衛 (花押)

与と屋

个庵様

まいる

木村家文書【六〇六号】

永代売渡申田畠之事

合八石者 七ヶ所也

字所者目録在之也

右件之田畠者、我等雖為買徳、依有

今要用、丁銀四貫八百目ニ、永代谷村

重右衛門殿へ、古証文老通并田畠目録老通

相添売渡申処、実正明白也、但

御朱印者落合五郎右衛門内也、毎年郷中

懸り物七石八斗分也、其方より御出可被成候、

其外諸役無之候、若於此田地、違乱

之輩出来仕候ハ、何時成とも売主口入罷出

其明可申者也、為後日仍売券状如件

明曆四年

戌三月七日

売主

岡本仙甫 (印) (花押)

口入

三右衛門 (花押)

谷村重右衛門殿

木村家文書【六〇五号】

永代讓渡申田地之事

一字池之上畑高六斗五升

一同所畑高七斗

一同所畑高七斗

一同所畑高八斗

一同所畑高八斗

一同所畑高八斗

右六箇所

御朱印落合五郎右衛門内也

高合四石四斗五升

内方国役惣懸四石四斗五升

安居石打神人分同断

右懸り物毎年此方江御越可被成候

右件之田地者先祖雖為買得、今要用

依有之、文銀貳貫五百目請取、永代其許江

讓渡申処、実正明白也、則古証文式通

相添進申候、尤古証文二者地目録有之候与

御座候得共、紛失いたし候、若跡出候共可為

反古候、右之外諸役無之候、万一右田地ニおゐて

違乱妨等申者有之候者、印形之者罷出

急度埒明其許江少も御損難相懸申

間敷候、為後日之讓券状仍而如件

常使 喜兵衛(印)

文化三丙寅年十二月 請入

廿六日 谷村頼母(印)

讓主

谷村右京(印)

小嶋九兵衛殿

木村家文書【六〇四号】

永代讓り渡申田地之事

字池之上

一畑高 六斗五升

字同所

一同高 七斗

字同所

一同高 七斗

字同所

一同高 八斗

字同所

一同高 八斗

字同所

一同高 八斗

右六箇所

御朱印落合五郎右衛門内也

高合四石四斗五升

内方国役惣懸四石四斗五升分

安居石打神人分同断

右懸り物毎年谷村右京殿江出ル

其外諸役懸り物少しも無之候

右件之田地者、我等雖為買得、今般

要用依在之、文銀貳貫七百七拾五匁

髓ニ請取、永代其許江讓り渡申処

実正明白也、則古証文三通相添進シ

申候、万一此田地ニ付外方違乱妨申者在之候ハ、

印形之者罷出、急度埒明、其許殿江

少シも損難相懸ケ申間敷候、為後日之

永代讓り券状仍而如件

口入

北小路

清兵衛(印)

親類
証人橋本樋上

善兵衛(印)

譲り主

小嶋九平次(印)

天保九年

戊戌二月

木村半兵衛殿

木村家文書【一三四号】

作職申一札

字池之上

一畑高 八斗

定免五斗

百姓

常盤町

庄兵衛(印)

字同断

一畑高 八斗

定免五斗

百姓

同人(印)

字同断

一畑高 八斗五升

定免五斗壹升

百姓

美豆

左市(印)

字同断

一畑高 七斗

定免四斗貳升

百姓

釜や

太助

字同断

一畑高 七斗

定免

百姓

字同断

一畑高 六斗五升

定免

百姓

合六ヶ所

右之畑私シ共御願申上候而、作仕り候上者
御年貢定之通り、毎年十一月中二

以上米急度皆納ニ仕候、若聊ニ而茂御年貢
不足仕候ハ、早速地面御取上ケ作替

一言之子細申間敷候、為後日作職ニ被成候共

一札如件

常盤町

庄兵衛(印)

美豆

左市(印)

釜や

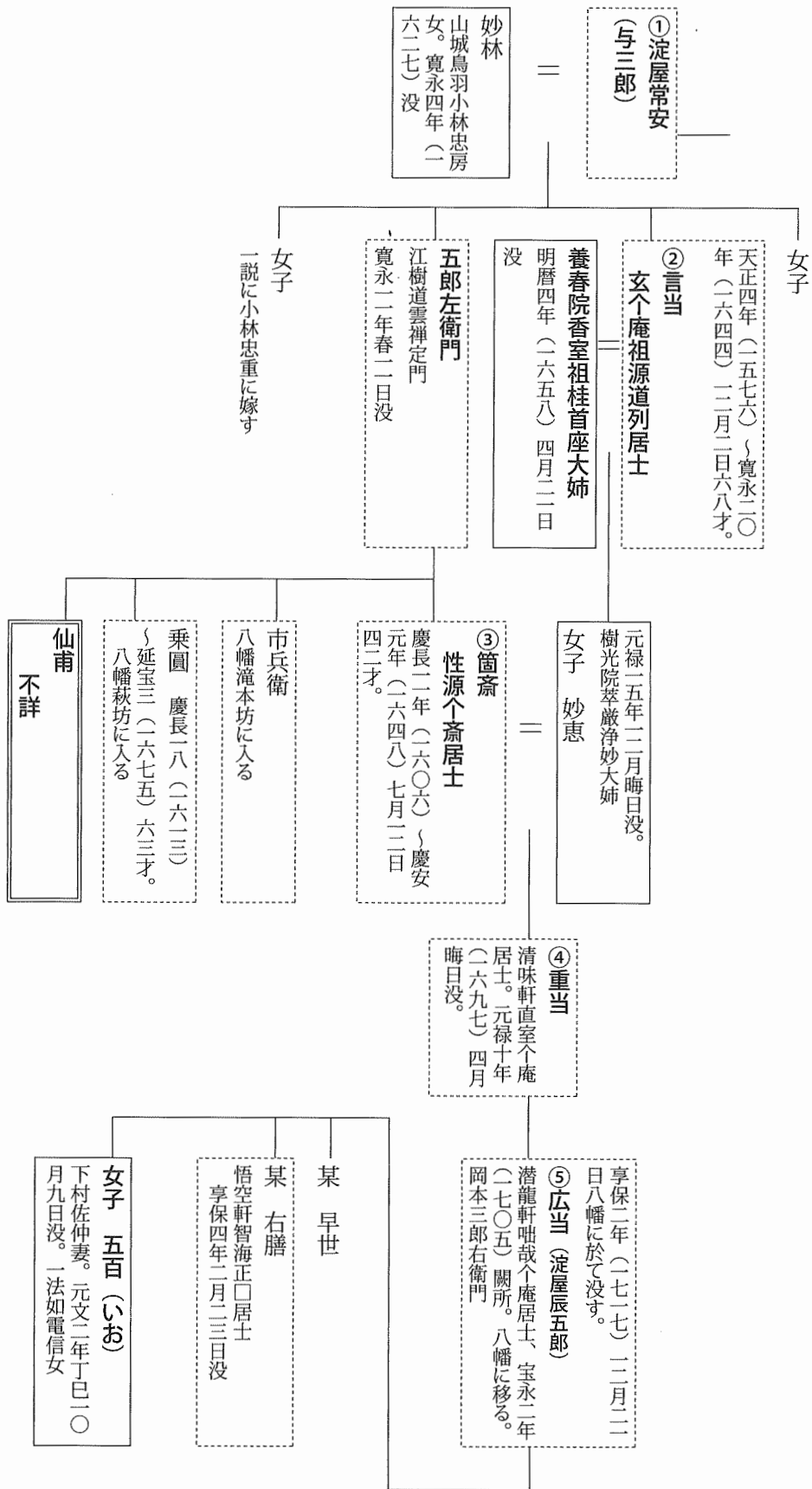
太助

天保九年

戌四月

木村半兵衛殿

八幡関係岡本家略系図



神應寺過去帳・神應寺淀屋墓碑・『大阪編年史』五卷・『宮本又次著作集』第八卷大阪町人編、他より作成。①〜⑤は淀屋の世代。

淀屋人物活動表

西曆																				
1550																				
1555																				
1560																				
1565	初代																			
1570	常安																			
1575		↑1576																		
1580		二代																		
1585		言当		五郎左衛門																
1590																				
1595																				
1600																				
1605																				
1610								↑1606												
1615								三代												
1620								箇齋												
1625	↓1622																			
1630																				
1635																				
1640		↓67才						↓42才												
1645		1644						1648		1647?										
1650																				
1655																				
1660																				
1665																				
1670								四代												
1675								重当												
1680																				
1685																				
1690																				
1695																				
1700								50才?												
1705								1697												
1710																				
1715																				
1720																				
1725																				
1730																				
1735																				
1740																				
1745																				
1750																				
1755																				
1760																				
1765																				
1770																				
1775																				
1780																				下村豊五郎

講田寺棟札【総高一〇九・一 肩高一〇六・八 上巾一八・八 下巾一七・三（一部欠失） 厚〇・九（単位梵）】

（表）

能伏災風

普明照世間

惟時享保十六龍舎辛亥四月吉祥日

南無大悲觀世音菩薩 当寺中興開闢旭東巖謹記（花押）



慈眼視衆

福聚海無量

山城国淀下津町工匠

小林忠左衛門尉信政

」

（裏）

「生津山講田寺者一千百余歳之古梵宮而中間為洞門之靈場也嗚呼有伺不幸乎俗領寺地年久矣

于時享保十六辛亥天四月吉祥日

故不知何人之開基也其旧地也在於生津村此東北七百余步許也今也唯有寺号并御朱印耳已

歸依檀越 津田喜兵衛尉正光

而下村左仲者久支配之受納寺領矣于茲泉州熊取谷成合村申合開祖雲山和尚之法孫東巖和尚

同 国分仁兵衛尉定宣

深悲靈場之廢而享保十五年庚戌冬告下村氏求得寺号而卜地於別峰自運土開山築地明年辛亥之

春造立一字也時節到来致燕雀賀工夫自別落棟梁成

伏冀上梁之後境因人彰高提雲外印派

同工 藪内権兵衛尉

随宗列再還洞水之倒法孫交接修造無難撐門戸帥掌相長編正兼行起祖風諸檀帰依一郷豊稔

同 谷口忠次郎

」

口上之覚

御当職

一先年講田寺を下村左仲を譲り請候節、右講田寺

御役人中

分 御朱印地面字ゆかミ松と申所二而、高式石分二御座候、

右之通御願申上候処、願之通講田寺分之字

其節左仲者内々入魂合二而、ゆかミ松二而式石之内、

ゆかミ松之田地壺ヶ所御渡忝請取申候依之此方

壺石者左仲方二残シ置、壺石私方へ差越、外二木本と申所二而、

字木の本ノ田地壺ヶ所差上申候間、左仲御欠所

一高壺石式斗五升之田地を右残置候、ゆかミ松壺石之

方へ御収納可被成候、此田地二付永々申分違乱ヶ

代り二差越申候、此儀左仲家相統候ハ、追々申談候而、田地

間敷儀無御座候、以上

取替候積御座候所、左仲義不調法有之、御朱印并

延享元申子十二月廿三日

講田寺(印)

田地家財等迄御欠所被仰付候御儀二御座候得ハ、後々二到而

御当職兼官

講田寺分 御朱印地壺石左仲欠所地ノ内二有之、壺石ハ

片岡左衛門尉殿

私方二有之、外二木ノ本之田地私方二御座候儀紛敷可被成者

歎敷奉存候間、右ゆかミ松式石共二講田寺 御朱印地顯

然二御座候、当村御欠所地二御座候、ゆかミ松壺石者私方二

字木の本

百姓生津村

御座候、木の本壺石式斗五升者左仲入魂合二而婦り替置候

一高壺石式斗五升

市右衛門

儀二御座候得ハ、右私方二御座候木の本壺石式斗五升を

右之田地下村左仲を請取候節、壺石式斗五升

指上可申候間、ゆかミ松壺石被下田地御替可被下候、左候へハ

極メ二而御座候処、其後百姓二相对二而本米

講田寺御朱印田地揃有之候而大慶仕候間、何ら此段

壺石二相極メ置候

御聞届ヶ願之通被仰付被下候様二奉願候

是方ゆかミ松二而式石 八人ノ者共斗り申候

延享元申子十二月十六日

講田寺文書【二四号】

(端裏書)

「ゆかみ松・木の出入添状御当職出写」

差上申一札之事

生津村領字木の本

一高壺石壺斗五升也一ヶ所

内三斗七合八夕壺才五九

花嚴寺江出来

右地面元来下村左仲の講田寺江讓請置候処、延享元年

講田寺前々東巖の御願申上、左仲御欠所地之内二御座候、

字ゆかみ松田地壺石者、講田寺領二候得者、右木の本之田地与

地替被 仰付被下候様御願申上御聞届被下、右ゆかみ松之

田地講田寺江御渡被下、木の本之田地御欠所方江差上

事濟仕候、然ル処其後、左仲悴豊五郎御取立二而、御欠所之分

悉被下置、下村家相統仕候、以後如何仕候哉右木の本之田地

之納、講田寺先住寂龍代の相納候趣、ゆかみ松田地者宝曆

四年下村家平野山村津田喜兵衛江讓渡置候趣、此度段々

御吟味之上相知、前々之もの共如何心得違、右躰二混雜仕候哉与

一同驚人奉恐入候、此上猶又追々御吟味二相成候而者、前々之

もの共当時跡相統之面々不調法不念共出来仕、御咎之

程一同恐入奉存候二付、此段何茂一同申談右木の本壺石壺斗

五升之田地壺ヶ所、以来生津村五郎右衛門・長左衛門・市次郎・伝

右衛門・新左衛門所持仕、花嚴寺江者此田地の毎年本米三斗七合
八夕壺才五九宛水旱之無難相納ゆかみ松壺石之田地者津田
喜兵衛の差戻シ、弥講田寺二所持仕候様二一同申談、後代二
至迄互二申分無御座候内濟仕候二付、連印を以濟状差上
御届申上候、以上

平野山村

津田喜兵衛 印

生津村木の本地地主

新左衛門 印

同 伝右衛門 印

安永六丁酉年六月 同 市治郎 印

同 長左衛門 印

同 五郎右衛門 印

生津村ゆかみ松田地主

講田寺 印

御当職様

御役人中

御本所様

御役人中

式通入

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4 (表)

- 1 聞き取り調査の様子
- 2 善法律寺と紅葉（提供：善法律寺）
- 3 石造物調査の様子
- 4 安居橋と桜（撮影：中井正寛氏）
- 5 中ノ山墓地 十三仏の阿弥陀像（撮影：中井正寛氏）



京都府立大学文化遺産叢書 第4集

八幡地域の古文書・石造物・景観 —地域文化遺産の情報化—

編集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

竹中 友里代（同 特任助教）

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2011年3月31日

印刷 三星商事印刷株式会社

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル
